

報告第 9 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 6 年 6 月 21 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第9号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年6月6日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○ ○

2 事故の概要

令和6年4月8日午後1時50分頃、国道4号幸手市上高野1258-1地先において、公用自動車が停車していた前方の車両に接触し破損させたものである。

3 損害賠償額

金534,589円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

車両損害額 386,089円

代車 148,500円